

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月9日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 独自利用事務の対象者	みよし市福祉医療費支給条例第3条第1項第5号に該当する者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月30日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 みよし市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	みよし市福祉医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者)等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって(国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを)目的とする。	第1条 この条例は、(子ども、学生、障害者、ひとり親家庭の母又は父及び当該ひとり親家庭の児童並びに後期高齢者)に対して、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上を図り、もって(市民の福祉の増進に資すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みよし市福祉医療費支給条例